

# 日本における観光資源としてのカジノの可能性

日本大学経済学部

佐々木 一彰

Email:sasaki.kazuaki@nihon.ac.jp

Tel&Fax:03-3219-3463

## 1. はじめに

原則、日本においては偶然の事象に金銭を賭けることは刑法 185 条（単純賭博罪）、刑法 186 条（常習賭博罪）、刑法 187 条（富くじの罪）によって犯罪とされている。ただし日本では周知の通り競馬、競輪、宝くじ、競艇、オートレースのような公営ギャンブルはいわゆる競馬法、競輪法、宝くじ法、競艇法、オートレース法のような特別法が存在し、その違法性が阻却されており、それらの公営ギャンブルは合法的に存在している。しかしながら、それらの売り上げは 2011 年度のレジャー白書によれば、1995 年をピークとして減少してきており閉鎖する公営ギャンブル場も増加しつつある（社会経済生産性本部,2011,pp.84-85）。元来、これらの公営ギャンブルは国、地域の財政収入を補うため、または、一種の地域活性化のために前述の通り特別法によって許可されてきたわけであるが、その役割を果たすことが出来なくなりつつあるのが現状のようである。また、ギャンブル中毒の問題についてもギャンブル産業全体で取り組まざるを得ない問題であるにもかかわらず、前述の「特別法」の性格上、体系的に取り組めていない。

このように日本におけるギャンブル産業、つまりゲーミング産業自体のビジネスモデルは若干古くなってきており、法的な綻びも目立ちつつある。

一方、日本国政府は 2006 年に観光立国推進基本法を成立させ、文字通り日本を観光立国として成立させようという方向に舵を切った。その観光立国推進基本法は観光産業を国の基幹産業として捉えており、その中でもインバウンド観光客の誘致を重要視していた。しかしながら、その基本法の大きな柱となるべきインバウンド観光客の誘致は計画通り進んでいないようである。

これらの問題を一挙に解決するために日本国政府では日本におけるカジノの合法化を試みようとしている。

世界においてはカジノが地域活性化のツールとして、地域、国家の財政を補うものとして、そして世界各国から観光客を誘致するためのマグネットとして機能しているからである。先進 8 カ国の中でカジノを合法化していない国は日本だけである。

## 2. ラスヴェガスの事例

日本人がカジノと聞いてまずイメージするのはアメリカのラスヴェガスであろう。当然のことながらアメリカのラスヴェガスに存在するカジノは合法的に存在しており、砂漠のなかにある観光資源として機能している。周知の通りアメリカでは日本とは異なり各州の持つ権限が非常に強く、カジノを合法化する際には基本的には各州の判断によってカジノを合法化するか否かについて決定することとなる。アメリカで初めて体系的にカジノを合法化したのはラスヴェガスが存在するネヴァダ州であった。ネヴァダ州は1929年の世界大恐慌によって財政的にも疲弊し、雇用の減少にも悩まされていた。また、フーヴァーダム建設のために全国から集まった建設労働者を顧客とする無法行為を厭わない人々が経営するカジノがラスヴェガス近郊に数多くできネヴァダ州としては州財政のため、雇用の減少を食い止めるため、そして、違法行為に歯止めかけ、それをコントロールするために1931年にアメリカの州として初めて体系的にカジノを合法化したという経過がある。

現在では、ラスヴェガスは単にカジノが観光資源として機能しているのではなく、一種の複合型リゾートとしてビジネスツーリズムにも対応しているようである。

ラスヴェガスストリップのベラッジオとシーザーズパレス

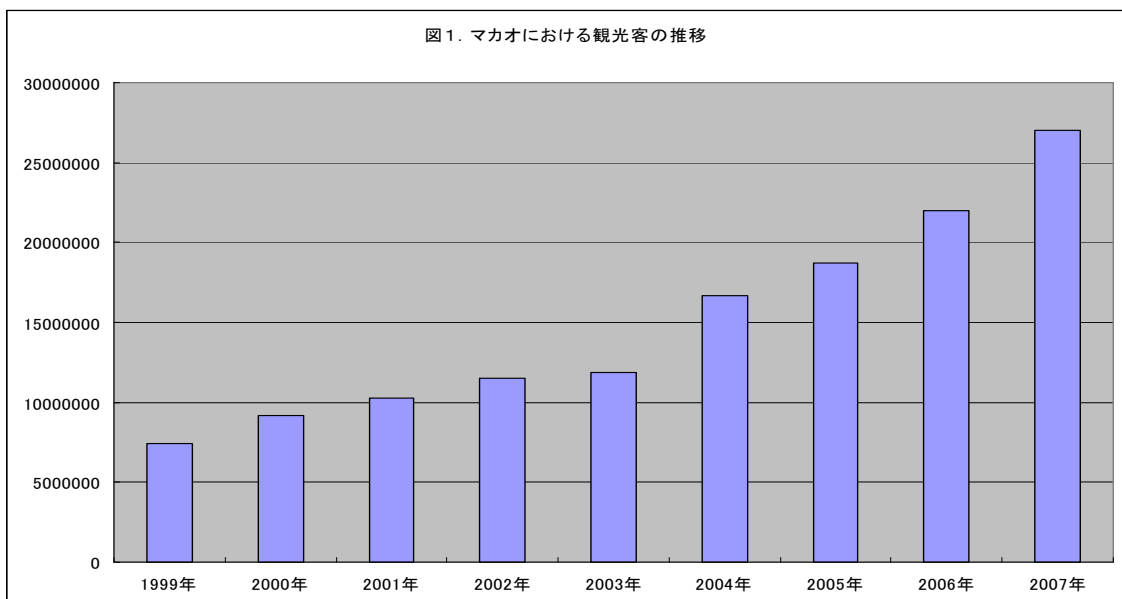


2011年1月20日に佐々木が撮影

### 3. マカオの事例

前述の通り日本人がカジノと聞いて想像する都市はラスヴェガスではあるが世界最大のカジノ都市は2008年以降、マカオである。マカオでギャンブルが合法化されたのは1847年である。この時までマカオではギャンブルが存在していなかったわけではなく無法行為を厭わない者たちが経営しているギャンブル場が数多くあり、当局は治安の悪化、風紀の乱れに頭を悩ましていた。そのため苦肉の策として考えられたのがギャンブルを合法化し、コントロールするという方法であった。ただし、1999年まではマカオはアジアのローカルなカジノを有する地域でしかなかった。しかしながら、ポルトガルから中国にマカオが返還されることに伴い、カジノを運営するライセンスを複数発行し、外国資本の参入を認めたことと、中国の急速な経済発展に伴いマカオを訪れる観光客も急増し、カジノがあげる売上も爆発的に増加し、2008年以降、世界最大のカジノ都市として世界的に有名となった。

前述の通り、中国の急速な経済発展と共にマカオのカジノは発展してきたわけである。中国本土には合法的なカジノは存在しない。中国政府のスタンスとしては中国本土においては「宝くじ」までは許可するがカジノは許可しないというものである。したがって、中国本土の人々はカジノをプレイするためには外国に出るかマカオに行くしかなく、急速に豊かになった多くの中国本土の人々がマカオのカジノにプレイしに来ており、その上、マカオにおけるカジノのライセンスの独占が崩れたことによりカジノ間で競争が起こり、それらが相まってマカオのカジノはアジアのローカルなカジノ都市から世界最大の市場になったわけである。



(出所) マカオ統計局の資料より作成(佐々木,2011,p.87)

#### 4. シンガポールの事例

シンガポールは日本の淡路島とほぼ同様の大きさを持つ都市国家であり、清潔、勤勉、そして非常に統制のとれた国民性を持つと言われている。これらの要素は観光客を引き付ける要素としては十分のように思われるが、シンガポールの近隣諸国が観光地としての魅力を高めることに注力し始めた結果、シンガポールの観光地としての相対的な魅力が低下し始めたことにシンガポール政府は危機感を感じ、2005年にシンガポールにおいてカジノを二カ所、合法化することを決定し、2012年1月現在、それら二カ所のカジノは大成功をおさめている。

シンガポールではこのシンガポールにおけるカジノ合法化法が可決されるまでは当然のことながらカジノ運営のノウハウを全く持っていなかった、そこで、シンガポール政府がとった方法は国際的なカジノオペレーターのノウハウを吸い上げることであった。その際に使用した方法はRFC(Request for Concept)である<sup>ii</sup>。このRFCとは、もし、シンガポールでカジノを合法化した場合、どのような形態が考えられるかというアイデアを国際的なカジノオペレーターに正式な入札の前段階に出させるといったものであった。そして、各二カ所のエリアをどのようにカジノを包含したIR(Integrated Resort)として開発すべきかについてそれぞれ異なった評価基準を設け、正式な入札を行い、一カ所はビジネス街であるマリナベイエリア（つまり、このエリアはビジネスツーリズムを重要視している）、もう一カ所のエリアはファミリーを対象としたリゾートとして有名であったセントーサ島（つまり、このエリアはファミリーツーリズムを重要視している）を確定し、それぞれ国際的なカジノのオペレーターが日本円にして5000億円規模の投資をシンガポールの税金を一銭も使うことなく行った。

シンガポールのマリナベイサンズ



2012年10月31日佐々木が撮影

## 5. 日本の状況

日本におけるカジノ合法化については「はじめに」で示したような理由から 10 年以上にわたり様々な試みがなされてきている。地方自治体レベルではなく国政レベルで初めて正式な方針が文書として出されたのは自由民主党政務調査会観光特別委員会カジノ・エンターテイメント検討小委員会が 2006 年に『わが国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針』であるように思われる。この基本方針においては「カジノは単純賭博遊興施設ではなく、複合観光施設(カジノ・コンプレックス)として位置づける。」(自由民主党政務調査会観光特別委員会カジノ・エンターテイメント検討小委員会,2006,p.5)とあるようにカジノ単体ではなくカジノを Driving Force とした IR(Integrated Resort)を念頭に置いているようであった。

そして、政権与党の中核が自由民主党から民主党に変わったが国際観光産業振興推進議員連盟が 2010 年に発足し、自由民主党の基本方針の延長線上にその年の 7 月に「特定複合観光施設区域整備法案議連会長私案」が公表された。この私案は日本におけるカジノ合法化について更に制度設計にまで踏み込んだものとされている。そして、2011 年 8 月には「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法案」が公表されたようである。

i <http://www.dsec.gov.mo/Statistic/TourismAndServices/TourismStatistics.aspx>(2008 年 10 月 15 日アクセス)

ii Ministry of Trade and Industry Singapore(2005) *PM Lee Hsien Loong at Parliament Sitting, 18 April 2005.*  
<http://app.mti.gov.sg/data/pages/606/doc/Ministerial%20Statement%20-%20PM%2018apr05.pdf>(2008 年 8 月 20 日アクセス)

### 主要参考文献

浅井信雄(1997)『マカオ物語』新潮選書。

自由民主党政務調査会観光特別委員会カジノ・エンターテイメント検討小委員会(2006)『わが国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針』

佐々木一彰(2011)『ゲーミング産業の成長と社会的正当性-カジノ企業を中心に-』税務経理協会。

塩出浩和(1999)『可能性としてのマカオ』亜紀書房。

社会経済生産性本部(2011)『レジャー白書 2011』

谷岡一郎(1996)『ギャンブルフィーヴァー 依存症と合法化論争』中公新書。

谷岡一郎(1999)『ラスヴェガス物語』PHP 新書。

谷岡一郎(2002)『カジノが日本にできる時』PHP 新書。

梅沢忠男・美原融・宮田修編著(2007)『日本カジノ&メガリゾート革命』扶桑社。

楊中美(2001)『賭王何鴻燊傳奇』台湾時報出版(青木まさこ訳(2004)『ゴット・ギャンブラー』日本僑報社)。